

尾張旭市選挙管理委員会（令和4年第7回）会議録

- 1 開催日時
令和4年8月17日（水）
開会 午前10時
閉会 午前10時25分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 203会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 塚 和彦、書記 森重雄太
- 7 議題
第25号議案 在外選挙人名簿への登録の移転について
第26号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
第27号議案 尾張旭市長選挙の期日等の決定について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第7回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、在外選挙人名簿への登録の移転及び登録の抹消の2議案と令和5年2月2日に任期満了となります尾張旭市長の選挙期日等の決定についての1議案、計3議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p>

	<p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>第5、6回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第25号議案「在外選挙人名簿への登録の移転について」</p> <p>第26号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第25号議案、第26号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>まず第25号議案「在外選挙人名簿への登録の移転について」ご説明いたします。公職選挙法第30条の6第2項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録の移転をされる資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録の移転をしなければならないとされています。</p> <p>このことについて、1名の方から登録申請があり、本市の在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有すると認められましたので、名簿に登録するものでございます。</p>

事務局	<p>次に、第 2 6 号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明します。</p> <p>公職選挙法第 3 0 条の 1 1 の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して 4 か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1 名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて 4 か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、直前の 6 月 1 3 日時点の登録者数、今回、8 月 1 7 日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する 1 名の方が増え、1 名の方が減りますので、4 6 名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第 2 5 号議案及び第 2 6 号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第 2 5 号議案及び第 2 6 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、第 2 5 号議案及び第 2 6 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第25号議案及び第26号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第27号議案「尾張旭市長選挙の期日等の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第27号議案「尾張旭市長選挙の期日等の決定について」をご説明いたします。公職選挙法第33条第1項の規定により、地方公共団体の長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行うと定められています。このため、令和5年2月2日に任期が終了する尾張旭市長の選挙の期日としましては、30日前にあたる1月3日から任期満了日までの間ということになります。日曜日を投票日とすることを前提といたしますと、8日、15日、22日、29日が候補となりまして、この中で、年末年始や例年実施されます市の行事日程などを勘案し、1月15日を尾張旭市長選挙の期日として定めようとするものでございます。</p> <p>また、公職選挙法第33条5項の規定により、指定都市以外の市長の選挙にあつては、少なくとも7日前に告示しなければならないと規定されています。このため、選挙日の7日前に当たる令和5年1月8日を選挙期日の告示日として定めるものでございます。</p> <p>第27号議案の説明は以上です。</p>
委員長	第27号議案について、何かご質問等はございませんか。

委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、第27号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第27号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということでも事務局から何かありますか。
事務局	○期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について ○投票立会人の変更について ○第26回参議院議員通常選挙の投票率等について ○次回日程確認 令和4年9月1日（木）午前10時から 201会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。